

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和7年5月27日(2025.5.27)

【公開番号】特開2025-15716(P2025-15716A)

【公開日】令和7年1月30日(2025.1.30)

【年通号数】公開公報(特許)2025-018

【出願番号】特願2024-200340(P2024-200340)

【国際特許分類】

G 07 G 1/00(2006.01)

10

G 07 G 1/01(2006.01)

G 07 G 1/14(2006.01)

G 06 Q 30/06(2023.01)

【F I】

G 07 G 1/00 3 3 1 Z

G 07 G 1/01 3 0 1 D

G 07 G 1/01 3 0 1 E

G 07 G 1/14

G 06 Q 30/06

20

【手続補正書】

【提出日】令和7年5月19日(2025.5.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、販売対象の商品に関する表示情報を表示する電子棚札と、前記電子棚札と通信を行なうと共に、販売対象の商品の内から前記電子棚札の取付対象となる商品と、商品棚札の取付対象となる商品とを判定する棚札管理用のコンピュータと、を有する電子棚札管理システムであって、前記コンピュータは、所定の条件に応じて、電子棚札の取付対象商品を判定する判定手段を備えることを特徴としている。

この判定手段によって、電子棚札の効果を最大限に引き出すことができ、投資効果を上げることができる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

また本発明は、上記特徴に加え、前記所定の条件は、前記販売対象の商品の産地情報の変更状態であることを特徴としている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

また本発明は、上記特徴に加え、前記所定の条件は、前記販売対象の商品の価格設定の

30

40

50

期間の長さであることを特徴としている。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また本発明は、上記特徴に加え、前記所定の条件は、前記販売対象の商品の陳列場所に応じたものであることを特徴としている。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

また本発明は、上記特徴に加え、前記判定される電子棚札の取付対象商品は、商品の部門ごと、または、陳列場所を指定可能であることを特徴としている。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

10

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

20

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

30

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

販売対象の商品に関連する表示情報を表示する電子棚札と、

前記電子棚札と通信を行なうと共に、販売対象の商品の内から前記電子棚札の取付対象となる商品と、商品棚札の取付対象となる商品とを判定する棚札管理用のコンピュータと、を有する電子棚札管理システムであって、

前記コンピュータは、所定の条件に応じて、電子棚札の取付対象商品を判定する判定手段を備える

ことを特徴とする電子棚札管理システム

【請求項2】

前記所定の条件は、前記販売対象の商品の产地情報の変更状態である

ことを特徴とする請求項1に記載の電子棚札管理システム。

【請求項3】

前記所定の条件は、前記販売対象の商品の価格設定の期間の長さである

ことを特徴とする請求項1に記載の電子棚札管理システム。

【請求項4】

前記所定の条件は、前記販売対象の商品の陳列場所に応じたものである

ことを特徴とする請求項1に記載の電子棚札管理システム。

40

50

**【請求項 5】**

前記判定される電子棚札の取付対象商品は、商品の部門ごと、または、陳列場所を指定可能である。

ことを特徴とする請求項 1 乃至請求項 4 の内の何れかに記載の電子棚札管理システム。

10

20

30

40

50